

公益社団法人愛知県シルバー人材センター連合会武豊町事務所 衛生委員会設置要綱

（設置）

第1条 労働安全衛生法に基づき、安全衛生管理を円滑に推進するため、公益社団法人愛知県シルバー人材センター連合会武豊町事務所衛生委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（目的）

第2条 この委員会は、派遣労働会員の労働災害及び健康障害を防止するための事項について検討、推進することを目的とする。

（組織）

第3条 委員会は次に掲げる委員をもって構成する。

- （1）事務所長
- （2）衛生管理者
- （3）産業医
- （4）労働者 2名以上

2 委員会には委員長を置き、委員長は事務所長が当たる。

3 第1項の委員長を除く委員のうち、半数は事務所長が指名した者、他の半数は労働者の過半数を代表する者が推薦し、事務所長が指名した者とする。

（任期）

第4条 委員の任期は4月1日から3月31日までの1年とし、再任を妨げない。
ただし、委員が欠けた場合は前任者の残任期間とする。

（職務）

第5条 委員長は、委員会を主宰する。

2 委員会は、次の事項について検討し、武豊町事務所に提言する。

- （1）労働者の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- （2）労働者の健康の保持増進に関すること。
- （3）労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に関すること。
- （4）衛生に関する規定等の作成に関する事。
- （5）その他、委員長が必要と認めたこと。

（会議）

第6条 委員会は、労働安全衛生法に基づき開催するものとし、その他、委員長が必要と認めた場合に開催する。

（理事会への報告）

第7条 委員長は、委員会の内容をまとめ、必要な場合は理事会に報告する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、シルバー人材センター事務局において処理する。

2 事務局は議事録を作成し、3年間保存する。

3 事務局は議事内容を事務所掲示板に掲示する等の方法により労働者へ周知する。

(手当)

第9条 会議の参加に要した時間については労働時間とし、手当を支給する。

2 前項の手当についての時間単価は愛知県の最低賃金と同額とする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

(改廃)

第11条 この要綱は、委員会の承認を得て改廃する。

附 則

この要綱は、令和8年6月5日から施行する。